

核のゴミ捨て場を阻む住民たち

～北海道幌延町の「貯蔵工学センター」をめぐる攻防から～(その2)

滝川 康治

(1993年執筆・未発表)

★地方自治を問いなおす「補助金裁判」

核廃施設の誘致問題をめぐって、3年前から旭川地方裁判所でひとつの住民訴訟が争われている。立地を推進しようとする幌延と周辺8市町村の議員有志による協議会が、89年秋に発足した。その議員団体に対して幌延町がおこなった補助金の支出が地方自治法に違反する――として、同町の酪農民ら10人が訴えているのである。

この裁判の傍聴をつづけているわたしにとって、印象的な証人調べがあった。



94年4月、敗訴後の記者会見。左から2人目が原告代表の川上さん

その日(91年11月12日)の証人は、動燃幌延連絡所の佐藤長治前所長だった。ヒゲをたくわえ、地味なスーツ姿で証人席に座った前所長は、いくぶん緊張しているように見えた。

すでに10回の口頭弁論が積み重ねられ、議員団体の性格が浮き彫りになってきていた。議員たちが自発的に結成した団体ならば、財政面でも、会の運営にしても、参加した議員自らが執り行うのが自然な姿のはずなのだが、法廷に呼びだされた議員団体の前会長は、「結成のお膳立てをしたのは動燃の職員だった」と証言していた。

山本行雄弁護士の主尋問は、議員団体が発足するにあたって連絡所がどのように介在していたのかを明らかにしようとしていた。

証言は、89年春に着任した前所長にとって、立地の賛否をめぐる地元情勢を把握することが、業務のうえで重要な位置を占めていたことをうかがわせるものだった。

「周辺市町村の各議員の賛否を仕分けする内部文書を、部下の方から報告を受けたのではありませんか」と弁護士が尋ねた。

「メモ程度ではないかと思います。〇×というかんじで……」

前所長は、そう答えた。

尋問は、前会長の証言をたどる形ですすんだ。焦点になったのは、前所長らがお膳立てしたとされる、89年7月の発足準備世話人会の経過である。それは、司会ばかりか、初めのあいさつまでもが動燃職員

によっておこなわれていた。

弁護士が前所長の脇に歩みより、書証を示しながら言った。

「主旨文を作ったのはあなたたちですね」

「原案的なものを作成して議員の方に見てもらい、それでわたしたちがワープロで作成しました」
との答えが返った。

「設立そのものに係わっていたのではありませんか」

「それは解釈の問題だと思います」

「そのことは裁判所が判断しますので、事実を確かめてください」

その場のやりとりを、裁判長がいさめた。

前所長らが作成した「主旨文」には、次のように書かれている。

「我々は『貯蔵工学センター』の安全性においては、日本の科学者、技術者の良識と国の安全対策を信頼するものである。

幸い国の決意が極めて固いことを確認した現在、地域としてこれを誘致する姿勢を示し、国に対して道北の存在価値を強く認識させると共に、本会が指導的役割を果たしながら『貯蔵工学センター』の計画実現の過程において、道北発展の施策に、支援と助成を働きかけていくつもりである」

動燃自身の願望がよく表現されている。前段で「一次産業と核廃施設とが調和できる」と述べているこの文章は、かなり牽強付会と言うべき内容なのだが、動燃の作文と分かれば妙に納得できる。なんとも滑稽な作文、という印象がわたしの脳裏に刻みこまれた。

議員団体の会員になっている天塩町議の一人は、当時を振り返ってこう言っていた。

「89年3月には、3町（天塩、豊富、中頓別）の議員有志の会合があった。（立地のためには）3つ仲良くやらなければ、ということで集まって、そこで60%3町に絞ったんだ。そのころ、『自分で（誘致に）手を上げておきながら、当の幌延がさっぱり他町村に働きかけに歩かないじゃないか』っていう声が、周辺の推進派議員のなかにあった。そうした雰囲気を知った動燃が人数合わせをして、下準備をしたと思うんだよ。とにかく動燃は一生懸命にならざるを得ない立場だった」

なぜ3町にしぼったのか——それを解くカギは、前の年に陳情に行った幌延町長に、動燃や科技厅が示したとされる「着工の3条件」にある。

①幌延を含めた近隣8市町村の過半数が誘致に賛成の議決をする

②誘致に反対している横路知事の交代

③立地推進の自民党が道議会で再び過半数を占める

このうち、どれかひとつの条件が整えば着工に踏み切りやすい、と協力を求められたという。

これと前後して、民間の誘致期成会が発足したりした。推進派住民をつなげる接着剤の役目を果たしたのが動燃職員であったことは、想像に難くない。議員団体にしても、各地の情勢をつかんでいる動燃連絡所がイニシアチブを取らなければ、誕生させることができなかった。

核廃施設に異議を唱える人たちは、周辺町村では大きなエネルギーを発揮しているものの、震源地の幌延では圧倒的に劣勢である。そんななかで、住民たちが提訴に踏み切ったのは、自らの生きる場を守りたいとの思いからだろう。

「わたしがルールを要求しても、推進派から『町長、金がいるから出してやれ』と言われると、町はすぐに応じてきました。今まで我慢してきたけれども、よその町の議員に金を払うほど幌延は豊かな町

じゃない。ここで提訴しなければ次々に公金を使われると思って、裁判に踏み切ったんです」

提訴に先立ち旭川市内で開かれた支援集会で、原告の川上幸男さんが述べた決意表明がそのことをよく物語る。

原告側の訴えは、①議員団体に対する 330 万円の補助金支払いの取り消し②今後の交付差し止め③町長に対する損害賠償請求――の 3 項目におよぶ。「補助金交付を盛った町の補正予算を議決したときには議員団体は発足前であって、存在しない団体の公益性を判断できないはずだ」などとして、地方自治法上の手続き違反を具体的に指摘する。

地方自治体が補助金を交付できるのは「公益上の必要がある場合」に限られる（同法 232 条の 2）。そこで、支出の「公益性」の有無が問われるが、この団体は「貯蔵工学センターの早期実現を推進」することを目的にして、「関係市町村の理解と協力を得るための運動展開」などの事業をすすめる旨を規約に明記している。その性格は、一見して政治団体であることは明らかであり、全道的に賛否の意見があるなかで、このような団体への公金支出は憲法によって立つ諸原理を根底から破壊することになる――弁護団は、こうした主張を前面に打ち出して法廷論争を展開してきた。

★国を頼らず、自立して生きる

代表格の川上さんは、24 歳のときに単身で幌延町間寒別に入植した開拓農民である。誘致反対の住民グループの代表で、町議も 3 期目。地道な積み重ねで酪農郷をきずいた生き方は、国を頼って“核のゴミ”を引き受けようとする町当局の姿勢と相容れない。

生家はミカンなどをつくる果樹農家。1953（昭和 28）年、香川県農村建設青年隊の一期生として北海道に渡る。委託実習などのあと、4 年後に現在地に落ちつく。

市街地から約 30 キロ、土地はほとんど平坦だが 9 割方は泥炭地で、乾いた地下足袋で歩ける所はわずか。開墾は、明渠排水の掘削から始まった。初めて牛を買ってきて小屋につなぎ、翌朝見ると牛が腹までぬかっていた。床板を敷いていなかったからだ。ブロックや資材を馬で運ぶが、ぬかるのでカンジキを履かせて馬轡を引かせた。とにかく泥炭と格闘する日々だった。

冬の吹雪と寒さ、短い夏に加えて泥炭地という営農上の悪条件が重なっていた。最初はバレイショや豆類、ソバなどの畑作物を手がけたが生計は成り立たず、徐々に酪農へと切り替えていく。住宅や牛舎は自分で建て、溶接技術を身につけて作業機の修理なども自らやってきた。今では、100 頭近い牛を飼うが、堅実経営なので北海道の大規模農家にありがちな多額の負債とは無縁である。

82 年春、職業訓練校に通っていた娘さんを迎えに行く車のなかで「低レベル誘致」のニュースを聞く。30 年かかってきずいた酪農経営が脅かされると直観して、無性に腹が立った。その年の暮れの町長選挙で、地区労の求めに応じて反対派候補の推薦人に名を連ねたのが運動の始まり。自宅にコピー機を置いて、集めた資料を複写しては知り合いに配り、反対理由を熱心に説いて歩くようになった。

町議会では、ずっと少数派を強いられている。いまは 2 人の反対派議員がいるが、一人ぼっちのときもあった。賛否をめぐって住民の間にできてしまった深い溝、周辺の自治体が着実な町づくりで成果をあげているのに対して、施設誘致にこだわる町当局――そんななかで、孤軍奮闘に近い活動をつづけてきた。

それだけに、酪農をやっている仲間たちと起こした裁判にかける意気込みは大きい。車で片道 4 時間ほどをかけて出廷し、口頭弁論のやりとりを注視する。

この2月下旬、川上さん本人に対する証人尋問がおこなわれた。原告代理人の主尋問は、町内外での反対運動の広がりや、補助金支出が議決されるまでのいきさつなどを明らかにしようとしていた。

「補正予算が新規計上される以前に、議員に対する根回しはあったのですか」

当時の予算書を示しながら八重樫和裕弁護士が尋ねた。

「わたしにはありません。(開会の)1週間くらい前に議案が回ってきて初めて知りました」

たった一人の反対派町議は、完全に無視されていた。弁護士は、この件について議会で質問したかどうかを聞いていった。

「補助金がどういう使われ方をするのか、自分の町の議員が何%くらい、他の町の議員がどのくらいなのか、どの程度組織化できているのか—を聞いたと思います。計画書を出すように何回も要求したけれど、文書では説明してもらえませんでした」

川上さんが証言した町側の対応ぶりからは、十分に計画を煮詰めることなく、補助金支出を急いでいた様子が見え隠れした。

「町長は、『幌延のためにやってくれているのだから、町が負担してもいいじゃないか』と言っているようですが、どう思いますか」

上田文雄弁護士が促した。

「わたしには、町のためにやるというふうには取れません。動燃の施設ですから、町の金でやるべきでなく、動燃から(補助金を)もらってきてやるべきだと思います」

と、きっぱり言い切った。

佐々木泉顕弁護士(被告代理人)の反対尋問は、当時の議事録のなかで川上さんが、補助金支出を「ドブに金を捨てるようなもの」と言ったことを指して、その真意をただそうと語気を強めた。

「これは、誘致運動が効果がない、ということですか」

「はい」

「議案は可決されましたね。議長が『ご異議ありませんか』と言ったのに、あなたはどのようにして異議を延べなかったのですか」

「何をやっても13対1という特別な状態を考えると、表現しても力にならないと思っていました」

議決に加担したことを導き出そうとする尋問だったが、川上さんは圧倒的な少数派という現実を強調した。一本気な性格が証言にもよく表れている。

議員団体の前会長、会員の豊富町議、動燃の前連絡所長、議員団体の前事務局長、川上さんとつづいてきた証人調べは、被告の上山利勝町長を残すだけとなった。

原告のなかには自立精神が旺盛な酪農民が多い。幌延農協の理事も務める45歳の中堅農家・佐藤鉄夫さんもその一人である。

父母は戦前、山形県から問寒別地区に入植しており、酪農の始まりは40年ほど前にさかのぼる。2代目の鉄夫さんは、地元の中業を出てからブルドーザーの運転手をしたあと、酪農の仕事に就いた。20歳すぎのころである。

機械いじりが得意で、トラクターが故障しても部品だけ買って自分でやってしまう。鉄工関係の道具も町の小さな工場並みにそろえている。住宅以外は、古くなった建物を解体して自分で建てた。牛舎は、北大の演習林から原木を払い下げてもらって建てたというから、大工仕事もお手のもの。昔の人は、みんなそうやっていたとはいうものの、40代でやり遂げている酪農家はそう多くない。

それだけに、人頼みで地域活性化をいう町のやり方が納得できないのである。

「これ（核廃施設の誘致問題）は出だしが問題だった。借金の多い若い人をつかまえて、『借金が棒引きになる』なんて言ったので、そこで賛成と反対に分かれてしまった。いまでも（賛成だった人は）風当たりが強くて反対が言いづらいだろう」

と分析する佐藤さんにとって、他町の議員にまで補助金を出すことを聞いたときには、ひどく腹が立った。

「そんな馬鹿げた話はない。好き勝手なことをしてもらったら困る、と思ったよ」

と、当時の心境を振り返る。そうした憤りが裁判を持続させる原動力になっている。

町当局が誘致運動に乗り出した当時の人口は約 4,000 人で、東京オリンピックのころの半分近くにまで減っていた。町内には雇用の場が少なく、役場や農協などに就職したり酪農をやる人以外は、ほとんどの若者が町外へ流出していた。

ちょうど酪農の規模拡大による負債の増大がめだってきた時期でもあった。幌延をふくむ天北地方は、道内では後発の酪農地帯である。乳牛の増頭や牛舎などの増築、大型作業機の導入などが急激におこなわれた結果、借金も膨れ上がってしまった。そこへ過剰を理由にした牛乳の生産調整がなされ、乳価が何年間も据え置かれていた。

国の政策のひずみから生じた過疎化の進行と、地域経済の疲弊というきびしさの前に、幌延町は一次産業を中心にした地道な地域振興策で臨むことに力を注がなかった。町の有力者たちは、本道出身の中川一郎代議士（故人・当時は科技庁長官）らに勧められるままに核廃施設の誘致の道を選んでしまい、それが今日まで尾を引く。国の原子力行政に安易に身をゆだねてしまった地方自治の弱さが、そこにある。

こうした傾向は、ひとり幌延だけのものではない。推進派の人たちと話してみると、その心情は大規模リゾート開発などに期待をつなぐ各地の自治体や民間人のそれと大差がない、という印象を受ける。そうした他力本願で郷土に自信を持ってない意識のありようが、賛否の分かれる勢力の片方だけに公費を出すという、ゆがんだ地方行政を支えているのではないだろうか。

（その3へ）